

記者発表資料
平成19年7月19日
青葉区学校支援・連携担当課長
鈴木保男 電話671-4068
(明日以降は978-2469)
こども青少年局 放課後児童育成課長
徳田文男 電話671-4151

青葉区放課後児童クラブ（学童保育）の過年度分委託料の不正受給について

- 青葉区内4か所の放課後児童クラブにおける、平成17年度委託料の不正受給(7,674,609円)については、既に平成19年3月27日に公表いたしました。過去の委託料について調査をした結果、13年度から16年度までの4年間に総計17,274,907円（4クラブ合計）の不正受給が判明しました。
- 4クラブの実質上の運営責任者であるAが、実支払額と異なる指導員給料や対象児童数の水増しにより委託料を過大に請求し、不正に受給していたものです。
- Aに対し、本日7月19日付けで上記金額の返還請求をしました。
- 4クラブでは、平成19年4月から、Aを運営から排除し、地域及び保護者会が中心になって、本来の運営委員会に建て直し、適正な運営を行っています。（1団体はNPO法人を設立）

1 委託料の不正受給

(1) 返還請求額

過年度分不正受給総額 17,274,907円（平成13～16年度）
不正受給額総額 24,949,516円（平成13～17年度）

(2) 不正受給の年度別内訳

(円)

年度	たまプラーザ [®] 学童保育所 平成11年4月設置	あざみ野 学童保育所 平成12年10月設置	美しが丘 学童保育所 平成15年4月設置	山内学童保育所 平成16年4月設置	合計	支出した 委託料額
13	—	539,557			539,557	12,826,626
14	936,918	933,791			1,870,709	14,700,796
15	1,242,619	1,401,324	6,616,311		9,260,254	21,006,992
16	2,235,815	1,120,997	1,122,297	1,125,278	5,604,387	27,239,610
計	4,415,352	3,995,669	7,738,608	1,125,278	17,274,907	75,774,024
17	3,974,408	1,124,664	1,121,645	1,453,892	7,674,609	27,412,651
合計	8,389,760	5,120,333	8,860,253	2,579,170	24,949,516	103,186,675

(3) 不正受給の内容

①常勤指導員給料の過大受給 **9,007,719円**（平成14～16年度）

土曜日開設として申請し委託料を受給していましたが、実際は土曜日に常勤指導員を配置せず、各クラブの常勤指導員（2名）には土曜日非開設の場合の給料を支払っており、差額分が過大に受給されていました。

平成14年度たまプラーザ・あざみ野学童保育所において、当初は土曜非開設で運営をしていました。しかし、保護者会から土曜開設の要望が出されたため、常勤指導員が土曜日勤務できないことから、土曜日は常勤指導員を配置せずアルバイトに従事させることとし、区に対し

ては、常勤指導員を土曜日に配置するものとして土曜開設の委託契約に変更する申請を行い、過大に委託料を受給したものです。以降、新たに設置したクラブにおいて同様に不正受給をしていました。

たまプラーザ・あざみ野学童保育所 14年度（7月から）、15年度、16年度
美しが丘・山内学童保育所 16年度

②対象児童数の水増し（新設クラブ） 6,616,311円（平成15年度）

平成15年度美しが丘学童保育所設立の際、在籍児童が16人であったにもかかわらず、たまプラーザ学童保育所から児童の名義のみ9名分移し替え25人とし委託料を受給。新設の場合は対象児童20人以上が委託要件のため、本来は委託対象とはなりませんでした。

③対象児童数の水増し（継続クラブ） 1,111,320円（平成16年度）

平成16年度たまプラーザ学童保育所において、対象児童が34人で標準規模（20～35人）にもかかわらず、美しが丘学童保育所から名義のみ3人分移し替え37人とし、大規模分（36人以上）の委託料を受給し、補助指導員1名分の給料が過大に受給されていました。

④常勤指導員欠員分の過大受給 539,557円（平成13年度）

平成13年度あざみ野学童保育所において、常勤指導員1名の欠員期間（2か月）の給料が精算されず過大に受給されていました。

2 経過

- 平成18年2月27日
 - ・青葉区の職員が、4クラブ以外の放課後児童クラブへ訪問調査に行ったところ、そのクラブの指導員から「たまプラーザ学童保育所の育休をとった指導員が育休期間中は無給にもかかわらず、勤務していたとして有給処理を行うようにA運営委員から言われている」との情報提供があった。
- 平成18年3月6日
 - ・青葉区の課長と係長が、たまプラーザ学童保育所の指導員に会い、情報を確認するとともに、育休期間を有給処理としないように指導
- 平成18年4月25日
 - ・同学童保育所から、有給処理された決算報告書が提出された。
- 平成18年5月15日
 - ・過大受給分について、返還するよう請求書を送付
- 平成18年5月19日
 - ・Aが過大請求を認め、1,185,380円を返還
- 平成18年6月中旬～8月
 - ・4クラブに対する特別調査を区・局合同で実施
- 平成18年10月～11月
 - ・Aに特別調査の内容を確認したところ、過大受給の事実を認めた。
- 平成18年11月～平成19年3月
 - ・区と局が連携し、4クラブの再建に向けた取組みを支援
- 平成18年12月～平成19年2月
 - ・Aに対して返還協議、指導
- 平成19年2月1日
 - ・区から4クラブ及び有限会社（Aが代表取締役で4クラブの実質的な運営を行っていた会社）に過年度分委託料の特別調査を実施することを通知

- ・ 17年度委託料不正受給分残額（6,489,229円）を有限会社に請求
- 平成19年2月下旬～4月上旬
 - ・ 4クラブ及び有限会社から関係書類の提出
- 平成19年3月22日
 - ・ 17年度委託料不正受給分残額（6,489,229円）が有限会社から市に返還（17年度分全額返済）
- 平成19年3月27日
 - ・ 平成17年度分の委託料過大受給について記者発表
- 平成19年4月11日～7月9日
 - ・ 区、局が関係者から事情聴取
- 平成19年4月～6月下旬
 - ・ 区、局において提出書類の審査及び返還対象額の算定
- 平成19年7月2～18日
 - ・ A及びAの顧問弁護士から事情聴取（3回）
- 平成19年7月19日
 - ・ A及び有限会社に対し、返還請求を通知

3 再発防止策

(1) 全放課後児童クラブに対する特別訪問調査

① 対象クラブ

市内170か所（全175か所の内19年度新設クラブ5か所を除く）

② 実施時期

平成19年6月から8月上旬

③ 調査対象年度

平成17年度、平成18年度

④ 調査項目

- ア) 指導員の出勤状況及び給料、イ) 対象児童数、ウ) 施設賃借料補助（18年度実施）
- エ) 運営委員会・会計監査等の実施状況

(2) 再発防止策

全クラブ特別訪問調査結果を踏まえ、次のとおり再発防止策を検討し実施します。

- ① 申請・報告の見直し（提出書類及びマニュアル、内容のチェック等）
- ② 放課後児童クラブ訪問調査の実施方法の見直し（調査項目、調査方法等）